

中条駅観光交流室運営業務委託に係る一般公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、胎内市（以下「本市」という）において中条駅観光交流室運営業務委託を行うにあたり、その実施事業者を一般公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

中条駅観光交流室運営業務委託

(2) 業務内容

① 案内業務

② 駅前駐車場取次業務（使用料の収納に関する業務）

3 利用者の利便性を図るための自主事業の実施

利用者の利便を図るため、自主事業として土産品等を販売する売店の管理運営を必ず行うこと。自主事業に使用するスペースについては、行政財産の目的外使用となることから、委託者への使用料の納付が必要となる。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 各年度及び3年間合計の見積り限度額

各 年 度 10,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3年間合計 30,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

委託にかかる経費については、仕様書内の5 運営条件を確認し適切に見積ること。

6 事業者の応募方法

一般公募型プロポーザルとする。

7 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の掲げる要件を全て満たすものとする。なお、参加申込書が受理された場合であっても、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は要件を満たすまで有資格者としては扱わないこととする。また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

③ 新潟県内に本社又は営業所を有するものであること。

- ④ 令和３年４月１日以降に、国又は地方公共団体と次に掲げるいずれかの案件の実績を１件以上有する者。
 ア 売店運營業務の契約実績を有する者
 イ 公共施設の指定管理業務において期間中に３年以上の履行実績を有する者
- ⑤ 一般酒類小売業免許の取得要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件）に合致し、令和８年４月１日の委託開始までに免許を取得できる者。
- ⑥ 胎内市暴力団排除条例（平成２３年胎内市条例第２３号）第２条第１号から第３号の規定に該当する者でないこと。
- ⑦ 単体の業者であること。
- ⑧ 本プロポーザルに参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑨ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、本市から指名停止等の処置を受けていない者であること。

８ スケジュール

現段階において予定するスケジュールは以下のとおりとする。

項 目 (関係様式)	日 程
公 募 開 始	令和７年１０月２４日（金）
現 地 見 学 会 の 開 催 (様式１ 現地見学会申込書)	令和７年１０月３０日（木）午後２時から３時まで
質 問 書 の 受 付 (様式２ 質問書)	令和７年１１月４日（火）正午まで
質 問 書 の 回 答	令和７年１１月１１日（火）
参加申込書の提出期限 (様式３ 参加申込書) (様式４ 実績調書)	令和７年１１月１４日（金）１７時まで
企画提案書の提出期限 (企画提案書：別紙３に基づき作成) (様式５ 見積書)	令和７年１１月２６日（水）１７時まで
プレゼンテーション審査	令和７年１２月３日（水）
審 査 結 果 通 知 発 送	令和７年１２月８日（月）
契約内容の協議及び契約	令和７年１２月中旬

９ 現地見学会の開催

中条駅観光交流室の現地見学会を実施する。ただし、参加申込みがない場合は中止とする。

- ① 見学会日時 令和７年１０月３０日（木）午後２時から３時まで
- ② 申込期限 令和７年１０月２８日（火）午後５時まで
- ③ 申込書の提出方法 担当課へ様式１「現地見学会申込書」を電子メールで提出すること。
- ④ 開催通知 令和７年１０月２９日（水）電子メールにて通知。

10 質問書の受付

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、様式2「質問書」にて、令和7年11月4日（火）正午までに、電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの件名は「中条駅観光交流室運営業務委託に関する質問書（業者名）」として送付すること。また、質問書を提出した場合は、必ず電話により受信を確認すること。

(2) 質問書の提出先

胎内市 地域整備課 都市計画建築係
E-mail : toshikei@city.tainai.lg.jp
電話 : 0254-43-6111（代表）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年11月11日（火）までに、設計図書閲覧場所及び本市ホームページに掲載する。

11 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式3「参加申込書」を作成し、令和7年11月14日（金）17時までに、持参または郵送（令和7年11月14日必着）にて提出すること。

(2) 実績調書の提出

様式4「実績調書」を作成し、参加申込書と共に提出すること。なお、実績調書には、契約書又は協定書等（内容の分かるもの）の写しを添付すること。

(3) その他書類の提出

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（発行日後、3ヶ月以内のもの。写し可）
- ② 財務諸表
- ③ 胎内市税の納税証明書（納付義務のある者のみ）
- ④ 法人事業税の納税証明書（発行日後、3ヶ月以内のもの。写し可）
- ⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日後、3ヶ月以内のもの。写し可）
- ⑥ 暴力団等の排除に関する宣誓書

※胎内市物品・役務等入札参加資格審査規定（平成20年告示第23号）第6条第1項の入札参加資格者名簿（令和7・8・9年度）に掲載されている者については、①から⑥の書類については提出を省略できる。

(4) 提出先

胎内市 地域整備課 都市計画建築係
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

12 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

参加申込書及び提出書類を審査した後、指名通知を令和7年11月18日（火）までに電子メールにて送付します。指名を受けた事業者は、別紙1「中条駅観光交流室運営業務仕様書」を確認の上、下記の関係書類を作成し、令和7年11月26日（水）17時までに提出すること。

提出にあたっては、正本1部と副本7部（写し可）をそれぞれ製本し、持参または郵送（令和7年11月26日必着）すること。

提出書類一覧	作成方法等
① 企画提案書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成
② 見積書	別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき、様式5にて作成

(2) 提出先

胎内市 地域整備課 都市計画建築係
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

(3) 提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ③ 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。
- ④ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

13 事業者の選定方法

選定は、本市が設置したプロポーザル審査委員会設置要綱により、審査委員会が提出された企画提案書等の内容について審査を行うものとする。

審査では、あらかじめ定められた「事業者選定基準」に基づき、公正な審査を行い、契約候補事業者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と本市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったのちに契約書締結手続きに進む。交渉が調わなかった場合には、次点者に選定された事業者が、改めて本市と交渉を行うこととする。

14 審査方法

(1) 基本事項の書面による審査

提出された 様式4「実績調書」を使用し審査する。

(2) 価格の書面による審査

提出された 様式5「見積書」を使用し審査する。見積書に記載された金額が、契約上限額を超えている者は失格とする。

見積書に記載された金額が、契約上限額以下の者のうち、最低の者に配点の満点である40点を価格点として付与する。それ以外の参加者の価格点については、最低価格÷自らの価格×40

＝価格点（小数点以下切捨て）とする。

(3) 企画提案書のプレゼンテーションによる審査

各事業者から、提案の内容についてプレゼンテーションを受け、質疑応答を行った後、内容を評価する。なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

プレゼンテーション実施概要

日 時：令和7年12月3日（水）予定

時 間：各事業者30分以内（提案20分、質疑10分） 設営・撤収時間を含まない。

内 容：プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書に記載の内容及びそれを詳細にするなどしたもののみとし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーション選考当日の資料の配布等は認めない。
また、プレゼンテーション選考の出席者は、1社につき3名以内とし発表は業務責任者が行うこととする。なお、パソコン、プロジェクター等の使用は必須としない。

その他：プレゼンテーションの順番は、事務局のくじ引きによるものとし、開始時間、実施場所等の詳細については、別途通知する。

会場設営（映像投影機器（スクリーン、プロジェクター等）、電源、接続ケーブル（HDMI）等機器の設置を含む）については事務局が行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備とする。

(4) 審査項目

審査項目及び配点は、下記の表のとおりとする。

審査項目	配点
① 基本事項	240 点
② 価格	240 点
③ 企画提案書	720 点
総合計得点（①+②+③）	1,200 点

(5) 審査委員構成

副市長（委員長）、総務課長、総合政策課長、財政課長、商工観光課長、地域整備課長

(6) 結果通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けないものとする。ただし、自社の審査得点のみに限り申し出により回答する。

15 その他

企画提案に要するすべての費用は事業者の負担とする。

(1) 次のいずれかに該当した場合は、事業者は失格になる場合がある。

① 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合。

② 本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

(2) 本プロポーザル終了後に、候補者から辞退の申し出があった場合、または候補者が不適格者であると判断されたときは、契約を取り交わさない場合がある。この場合において、本市は損害賠償の責は負わないものとする。

(3) 運営事業者選定後、本プロポーザルで提出した見積書の企画提案見積価格以上の追加経費は、原則として認めないものとする。追加費用の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。

16 問い合わせ先

胎内市 地域整備課 都市計画建築係

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

電話：0254-43-6111（代表）

E-mail：toshikei@city.tainai.lg.jp